

平成 28 年 3 月 9 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

## 調 査 報 告 書 ( 1 6 )

### 第 1 破産財団の現状等

#### 1 破産財団の現状

平成 28 年 2 月 29 日時点の破産財団の預金残高は、19 億 1042 万 1560 円である。

#### 2 収支の状況

前回報告(平成 27 年 9 月 16 日)以降、平成 28 年 2 月 29 日までの間の収支は、以下のとおりである。

- ・収入：1555 万 1282 円(営業貸付金の回収等)
- ・支出：6404 万 6309 円(中間配当、海外資産調査費用、破産管財業務費用等)

#### 3 負債(破産債権・財団債権)の状況

##### (1) 特別調査期日

第 15 回債権者集会において特別調査期日が実施され、新たに計 5 件、合計 978 万 4369 円の破産債権が確定した。

破産裁判所は、平成 28 年 2 月 3 日、本集会を特別調査期日に指定したことから、債権調査を実施する(届出債権 1 件、金 511 万 1916 円)。

##### (2) 確定破産債権

確定破産債権総額は、3609 億 8060 万 3532 円である(平成 28 年 2 月 29 日時点)。

##### (3) 財団債権

S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた誤入金は、顧客への返金を進めている。連絡先が明らかとならない債権者については供託する方針である。

### 第 2 中間配当

#### 1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当を実施している(平成 28 年 2 月 29 日時点)。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第 1 回	32,495 名	2%	7,220,906,653 円	27,618 名	7,158,442,815 円
第 2 回	32,422 名	3%	10,822,138,650 円	25,996 名	10,685,899,258 円
第 3 回	32,357 名	2%	7,199,438,704 円	24,239 名	7,084,059,543 円
第 4 回	32,305 名	0.8%	2,879,205,169 円	20,839 名	2,806,406,891 円

## 2 配当未了の状況

計4回の中間配当で合計277億3480万8507円の配当を実施した。

他方、所在不明等の理由から配当できない債権者は、延べ11,466名、合計3億8688万0669円となっている。

## 第3 ジャスティス債権回収を原告とする差止等請求訴訟

株式会社ジャスティス債権回収（以下「ジャスティス債権回収」という。）は、ケイマン諸島及びジャージ島の裁判所において係属中の破産者大島健伸を受益権者とする海外投資信託の調査に関する裁判手続に要する費用をSFCGの破産財団から支出することは違法であるとして、破産管財人及び瀬戸英雄を被告として、費用支出の差止め及び損害賠償等を求める訴訟を提起していた。

平成27年3月5日、東京地方裁判所は、ジャスティス債権回収の請求をいずれも棄却する判決を言渡し、同判決に対しては控訴が提起されたが、東京高等裁判所は、同年7月31日、控訴を棄却する判決を言渡した。

ジャスティス債権回収は、控訴審判決を不服として、上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は、平成28年1月15日、上告棄却及び上告不受理の決定をした。

## 第4 根抵当権設定仮登記・本登記の抹消

破産管財人は、これまでに約4万7000件のSFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記の抹消を行ってきたが、現在も月に約20件程度の抹消の申し出があり、順次、登記の抹消に必要な書類を交付している。

根抵当権設定本登記については、平成28年2月末までに合計215件の未抹消登記が確認されている。これらについては、債権の存否等を確認の上、設定者へ個別に連絡をし、連絡のとれた設定者には抹消書類を交付しており、破産手続終結までにこれらの登記は可能な限り抹消するよう努めている。

## 第5 今後の進行について

破産者大島健伸に対する破産手続の進行を注視しつつ、本件破産手続の終結に向けて必要な残務処理を粛々と進める所存である。

以上

平成21年(フ)第7100号  
破産者 株式会社SFCG  
破産管財人 瀬戸 英雄

## 財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
<b>【流動資産】</b>	300,336,124,621	38,379,696,855	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,806,144,153	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,675,390	
法務保証金	382,188,000	555,674,464	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,130,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価
<b>【固定資産】</b>	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
<b>資産合計</b>	<b>317,587,777,743</b>	<b>38,557,352,600</b>	

平成21年(フ)第7100号  
 破産者 株式会社SFCG  
 破産管財人 瀬戸英雄

## 破産貸借対照表

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額又は 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,978,600,132
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,806,144,153	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,675,390			
5	法務保証金	555,674,464			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,130,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,557,352,600	負債合計		360,980,603,532 及び額未定

平成 21 年 (フ) 第 8200 号  
平成 21 年 (フ) 第 8588 号  
破 産 者 大 島 健 伸

平成 28 年 3 月 9 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

## 調 査 報 告 書 ( 1 6 )

### 第 1 破産財団の状況等

#### 1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

#### 2 収支の状況

平成 28 年 1 月 22 日、後記第 3 の和解に基づき、株式会社シグマ (以下「シグマ」という。) より、和解金の一部金 (第 3・1 項(1)ア) 4958 万 9263 円の支払いが履行されている。

### 第 2 負債

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債及び支出の部」記載のとおりである。

### 第 3 和解について

#### 1 和解の成立

破産管財人は、裁判所の許可を得て、平成 28 年 1 月 18 日、破産者、シグマ、株式会社 QRE (旧商号: 株式会社 QAM。以下「QRE」という。), 株式会社 IRE (以下「IRE」という。), 株式会社ジャスティス債権回収 (以下「ジャスティス債権回収」という。), 大島由里子及び破産者株式会社 SFCG 破産管財人瀬戸英雄との間で、以下を骨子とする和解契約を締結した。

(1) シグマは、破産管財人に対し、金 5 億 7000 万円を支払う。

ア 上記のうち、金 4958 万 9263 円を平成 28 年 1 月 22 日限り支払う。

イ 残額 5 億 2041 万 0737 円 (資産調査の結果判明した海外投資信託財産 ATILA UNIT TRUST・DIAMOND TRUST の現在残高相当額) については、平成 28 年 6 月 30 日までに、同投資信託財産の管理者より破産管財人に直接送金させる方法で支払うこととし、シグマは、同信託財産について担保権の主張をせず、破産管財人による償還手続に協力する。

- (2) 破産管財人とシグマ、Q R E、I R E及びジャスティス債権回収らとの間で係属中の国内外における全ての訴訟を、取下げ等によって終了させる。
- (3) シグマは、破産者の債務についての代位弁済に基づく求償権（下記第5の訴訟における同社請求総額は約25億円）を含め、本破産手続において何らの権利行使も行わない。I R E及びQ R Eは、破産者の債務についての代位弁済に基づく求償権（下記第5の訴訟における同社ら請求額は合計約13億円）について、破産法上の優先権を主張しない。

## 2 和解理由の骨子

- ① 破産管財人は、破産手続開始以後、独自の調査に加え、専門の調査会社に依頼する等して、破産者の資産調査を継続してきたが、破産者名義の海外資産としては、ケイマンの投資信託財産（ATTILA UNIT TRUST、DIAMOND TRUST）以外には、その存在が判明しなかった。また、この投資信託財産については、シグマが担保権を設定していると主張して海外における訴訟でその帰属を争っており、同訴訟は長期化が必至であった。
- ② シグマ、I R E及びQ R Eは、破産者の租税債務等についての代位弁済に基づき財団債権・優先的破産債権を有するとして、その確認等を請求する訴訟を提起しており（下記第5）、同訴訟についても、確定までにはさらに相当の時間がかかることが見込まれていた。
- ③ 一方で、破産者S F C Gに対する破産事件については、財団組成はほぼ完了し、過去4回の中間配当を経て、残務処理の段階へと進んでおり、破産債権者からは一刻も早い最後配当と破産手続の終結を望む声が日増しに高まっている。
- ④ そこで、破産管財人は、上記投資信託財産について、シグマに担保権の主張をさせず、破産管財人による換価手続に協力させることによって、その残高全額の換価回収を確実なものにするとともに、長期化が見込まれていた訴訟を終了させることができれば、訴訟費用等の支出による財団の減少も抑制することができるので、主要な利害関係人全員が参加する解決を図る機運が到来したと判断した。
- ⑤ 破産者及びシグマらと交渉した結果、上記投資信託財産に関する処理方針のほか、一般破産債権に優先する求償権の存在を主張しているシグマらから、本件破産手続上何らの権利も行使しない、あるいは、債権の優先性を主張しないものとさせることについても同意を得ることができた。これにより、本破産手続において、わずかながらではあるが、一般破産債権者への配当を可能とする原資を確保することができるようになる。
- ⑥ なお、同配当は、破産者S F C G破産管財人に対しても行われるので、その破産財団を増殖させ、最後配当の原資に加わることから、破産者S F C Gの債権者の利益にも資することとなる。

#### 第4 海外訴訟手続

ケイマン・シグマ訴訟及びジャージ島における破産手続開始決定の承認手続については、第1記載の和解に基づき、現在手続きの進行を一時的に停止しており、和解金の残額の支払い（第3・1項(1)イ）がされた後に取下げる予定である。

#### 第5 IOMA関係訴訟

##### 1 財団債権訴訟

I RE, Q RE及びシグマは、平成26年4月17日付けで、破産者の租税債務（総額27億2650万9016円）を代位弁済し、これによって財団債権を取得したと主張して、破産管財人を被告として、財団債権の支払を求める訴訟を提起した。

上記訴訟においては、I REが求めている財団債権の適格性（納期限の解釈、立替金が財団債権となるか否か）及び支払者等が争点となっていたが、東京地方裁判所民事第44部は、平成27年11月26日、I REらの主張をすべて排斥し、請求を棄却する判決を言い渡した。

I REらは、上記判決を不服として、東京高等裁判所に控訴したが、破産管財人との上記和解に基づき控訴を取り下げたため、一審判決が確定した。

##### 2 優先的破産債権確認訴訟

シグマは、平成26年8月6日付けで、破産管財人を被告として、破産者の債務（50億1921万0568円）を代位弁済し、これによって破産者に対する求償権を取得したと主張し、従前に破産者から弁済等を受けた債権（22億9239万5472円）及び前記1の租税債権を除く残債権（12億0607万8255円）が優先的破産債権であることの確認訴訟を提起した。

上記訴訟においては、破産債権に関する訴訟提起の可否、確認の利益の有無等が争点となっていたが、東京地方裁判所民事第44部は、平成27年11月12日、シグマの主張をすべて排斥し、本件訴えを却下する判決を言い渡した。

シグマは、上記判決を不服として、東京高等裁判所に控訴したが、破産管財人との上記和解に基づき控訴を取り下げたため、一審判決が確定した。

#### 第6 今後の進行について

上記和解の成立により、財団債権弁済後に配当原資はわずかなものと見込まれるものの、一般破産債権者に対する配当の可能性が生じたため、債権調査を行なうこととしたい。今後予定されている日程は次のとおりである。

- ・債権届出期間 平成28年5月16日まで
- ・認否書提出日 同年6月6日
- ・債権調査期間 同年6月13日～20日

以上

### 財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在  
 収支計算部分 開始決定日～平成28年3月9日

#### 資産及び収入の部

(単位：円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,162,639	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	97,540	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル113円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company(株))からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atila Unit Trust	—	0	持分100% (株)シグマは、譲渡担保権の主張を撤回
	Diamond Trust	—	0	持分88% (株)シグマは 譲渡担保権の主張を撤回
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ソディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドensp(パニューオータニ)	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	和解金	570,000,000	49,589,263	(株)シグマとの和解金。 残金520,410,737円は平成28年6月30日までに入金予定。
9	その他	251,340	499,070	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	95,230	95,230	
	資産合計	636,700,944	158,720,712	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	656,688,114	178,707,882	

#### 負債及び支出の部

番号	科目	評価額	支出額	備考
1	財団債権	352,140,640	61,695,307	
	破産管財人報酬	額未定	額未定	
	破産申立予納金返還	20,069,040	20,069,040	返還済み
	破産管財業務費用	3,000,000	2,423,023	支払内訳: 訴訟意見書費用 2,161,404円 書類送付代等 261,619円
	海外資産調査費用	200,000,000	39,203,244	
	公租公課	129,071,600	0	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税)及び特別区民税・都民税 106,832,600円(本税)
2	破産債権	額未定	額未定	
	合計	352,140,640	61,695,307	および額未定

差引残高 金117,012,575円